# 指針見直しの方向性について

平成 26 年 11 月 総務省行政管理局

#### 1. ベネッセ大量漏えい事案の発生原因について

#### 〇 安全管理措置

- ・個人情報のダウンロード監視システムが設定されていなかった。
- ・個人情報のダウンロードのログの定期的確認が行われていなかった。
- ・私物スマートフォンの持込が可能だった。個人情報データベースにスマートフォンが接続 可能だった。

#### 〇 委託先等の監督

- ・委託業務の一部について、委託先から再委託等されていることを委託元が把握しておらず、 委託先等を適切に監督していなかった。
  - ⇒ 行政機関及び独立行政法人等において万一同様の事案が発生すれば、行政への信頼 低下にもつながりかねない極めて重大な事態となる。

#### 2. 点検結果(例)

- ・一定数以上の保有個人情報がダウンロードされた場合に警告表示がなされる等の技術的措置の実施割合 行政機関 28.9% 独立行政法人等 19.8%
- アクセス状況に係る記録を実施しているもののうち、同記録の分析の実施割合

<u>行政機関 78.6%</u> 独立行政法人等 51.7%

・情報システム室等へ入退室する際の措置の実施割合(行政事務に関係しない機器の持込の制限) 行政機関 54.0% 独立行政法人等 13.6%

#### 3. 指針見直しの方向性(指針への追加等を検討する主な事項)

## 〇 情報システムにおける安全の確保等

- ・個人情報のダウンロードを監視するシステムの設定。
- ・保有個人情報へのアクセス状況に係る記録の分析を<u>定期に</u>行うことを明記。
  - ※ 現行指針では「定期に又は随時に」分析することとされている。
- 外部電磁的記録媒体の接続制限等。

### 〇 情報システム室等の安全管理

・業務上許可を得ていない外部電磁的記録媒体(私物スマートフォン等)の情報システム 室への持ち込み等の制限。

### 〇 業務の委託等

- ・委託先における委託業務に係る個人情報の管理の状況について定期的な検査を実施。再 委託等を行う場合、委託元は、再委託先等に対し、委託先を通じて、又は必要に応じて 自らが検査を実施。
- ・再委託等を行う場合、委託先は委託元の事前承認を得ることとする。

※1 上記措置を保有個人情報の秘匿性等その内容・必要性に応じて実施するものとする。

.※2 このほか、経済産業分野を対象とするガイドライン等民間事業者向けガイドラインの改正状況等を踏まえる。

等